# 診療報酬改定に関する疑義解釈通知

厚労省は、歯科診療報酬改定に関する疑義解釈を通知した。疑義解釈の抜粋とあわせて 施設基準の届出の記載例を掲載する。全国保険医新聞と合わせて参考にされたい。

#### 5月31日 -

【歯科技工士連携加算、光学印象歯科技工士連携加 算、歯科技工加算】

▶問1 歯科技工士連携加算(「M003」印象採得、「M006」咬合採得、「M007」仮床試適)、光学印象歯科技工士連携加算(「M003-4」光学印象)、歯科技工加算(「M029」有床義歯修理、「M030」有床義歯内面適合法)を算定する場合に、これらの加算に対して、歯科点数表第12部「歯冠修復及び欠損補綴」の「通則4」、「通則6」及び「通則7」に掲げる加算は算定可能か。

(答)「通則4」、「通則6」又は「通則7」の該当する区分番号については算定可能。

## 5月30日 —

#### 【口腔管理体制強化加算】

▶問1 口腔管理体制強化加算の施設基準に係る届出書添付書類(様式17の2)について、①「4 歯科訪問診療料の注15に規定する届出の状況」に歯科訪問診療料の注15に係る届出年月日を記載することとなっているが、在宅療養支援歯科診療所1又は2の届出を行っている歯科医療機関の場合は、どのように記載すればよいか。

②歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準及 び歯科訪問診療料の注15に規定する基準(令和6年度 診療報酬改定前の歯科点数表の歯科訪問診療料の注13 に規定する基準)に係る届出年月日が分からない場合 は、どのように記載すればよいか。

(答)①「4 歯科訪問診療料の注15に規定する届出の状況」の空白部分に(歯援診届出済)と記載し、在宅療養支援歯科診療所1又は2の受理番号若しくは算定開始年月日を記載する。

②歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準及び歯科訪問診療料の注15に規定する基準(令和6年度診療報酬改定前の歯科点数表の歯科訪問診療料の注13に規定する基準)に係る届出年月日が分からない場合は、届出年月日の代わりに算定開始年月日を記載することで差し支えないが、その場合は空白部分に(算定開始)と記載すること。

(歯援診1および2の届出医療機関の記載例)

4 歯科訪問診療料の注15に規定する届出の状況 歯援診届出済

届出年月日(●●年●月●日)

算定開始年月日

なお、受理番号及び算定開始年月日については、地 方厚生(支)局のホームページに掲載されている届出 受理医療機関名簿を参照されたい。

## 旧外来環・旧か強診届出直し お忘れなく

今次改定で新たな施設基準となった、旧外来環・旧か強診は、猶予が設けられ2025年5月末までに新たな基準を満たしたうえで届出直しが必要となる。期限が切れると、2025年6月から施設基準にかかる点数の算定が出来なくなる。

▶問2 口腔管理体制強化加算の施設基準に係る届出書添付書類(様式17の2)の「7歯科疾患の継続管理等に係る研修の受講歴等」について、令和6年度診療報酬改定前の歯科点数表の、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(以下「旧か強診」という。)の施設基準に係る届出を行っている歯科医療機関の場合はどのように記載すればよいか。

(答)旧か強診の届出を行っている歯科医療機関においては、「受講歯科医師名」の欄へ歯科医師名を記載するほか、(か強診届出済)と記載し、旧か強診の施設基準に係る受理番号を記載する。また、研修の受講歴等に係る記載については、口腔管理体制強化加算の施設基準に係る届出にあたって追加で受講した研修についてのみ記載することで差し支えない。なお、受理番号については、地方厚生(支)局のホームページに掲載されている届出受理医療機関名簿を参照されたい。

(旧か強診届出済医療機関の口管強届出の記載例)

## 

## 5月10日 —

## 【歯科外来診療医療安全対策加算】

▶問2 歯科外来診療医療安全対策加算1の施設基準に係る届出書添付書類(様式4)の「8 医療安全対策に係る体制」の「①公益財団法人日本医療機能評価機構が行う、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業への登録状況」について、登録完了年月日を記載することとなっているが、当該施設基準の新設に伴い、登録しようとする歯科医療機関数が多く、「参加登録申請書」を郵送後、本登録までに時間を要する場合、本登録完了まで当該施設基準の届出を行うことができないのか。

(答)歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業への参加登録の申請が行われ、「参加登録申請書」の郵送を行った場合は、仮登録完了時に機構から送付される「仮登録のお知らせ」の電子メールの受信日を「登録完了年月日」欄に記載し、日付の前に(仮登録)と記載する

ことで差し支えない。その場合は、当該機構から送付される「仮登録のお知らせ」の電子メール(又はその写し)を本登録が完了するまで保存すること。

また、本登録が完了すると本登録が完了した旨の電子メールが当該機構から送信されるが、仮登録から一定期間が経過しても本登録が完了した旨の電子メールが届かない場合は、当該機構に問い合わせを行うこと。

なお、本登録が完了した歯科医療機関(参加登録歯科診療所)は、当該機構のWebページでも確認が可能である。(本登録完了から約1か月程度で掲載。)

#### 【周術期等口腔機能管理料】

▶問3 「B 000-8」周術期等口腔機能管理料(Ⅲ) の注1において集中治療室における治療を実施する患者とあるが、ハイケアユニットや脳卒中ケアユニット で治療を行っている患者も含まれるか。

#### (答) 含まれる。

#### 【口腔内装置】

▶問4 留意事項通知の「I 017」口腔内装置の(1)のヌに規定する「外傷歯の保護を目的として製作した口腔内装置」について、同通知の(13)において「18歳未満の患者であって、外傷歯に係る受傷から1年以内であり、暫間固定を行った患者に対し、日常生活時又は運動時等における当該外傷歯の保護を目的に製作する装置をいう。」とあるが、当該装置の印象採得時点で18歳未満の患者が対象となるのか。

(答) そのとおり。

QRコードから疑義解釈が閲覧できる



# 令和6年度診療報酬改定関連通知及び 官報掲載事項の一部訂正について

(5月17日)

第2章 特掲診療料

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

第1節 歯冠修復及び欠損補綴診療料

M003 印象採得

(10)「注1」及び「注2」に規定する歯科技工士連携加算1及び歯科技工士連携加算2について、複数の歯冠補綴物<del>又は欠損補綴物</del>の製作に当たって、同日に印象採得を実施した場合も1回に限り算定する

## 歯科技工士連携加算の対象補綴物

四十八人工人是沙加井。少八多门城内						
			対象とする 所定点数			
		imp	ВТ	仮床 試適	点数	
冠	前歯部に限る 前装MC,前装TiC, 歯CAD	0	_	_	対面 50点	
ブリッジ	6歯以上	_	0	_	または	
義歯	FDまたは9歯以 上のPD	_			ICT 70点	

- \*1つの製作物に1回限り
- \*2つの製作物を同時に製作する場合は1回限り

## 「歯科点数早見表ブリッジ保険適用」(2024年6月版)正誤表

2024年6月5日現在

頁	訂正箇所	誤	正		
5	歯冠修復の歯冠形成(PZ) (1歯につき)	前歯 3/4 冠 前装 T i C 前装 MC	前歯 3/4 冠 前装 Ti C 前歯の前装 MC ※下線部追加です		
6	歯冠修復の CAD/CAM 冠(歯 CAD)	IV 前臼歯	IV 前歯		